

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.10

【共通】問1 火を使用する設備、器具等に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるものを、対象火気設備等という。
- (2) 対象火気設備等の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準（条例制定基準）に従って市町村条例で定めなければならない。
- (3) 条例制定基準では、対象火気設備等には、その内部の温度又は蒸気圧が過度に上昇した場合その他当該対象火気設備等の使用に際し異常が生じた場合において安全を確保するために必要な装置を設けなければならないとされている。
- (4) 条例制定基準では、対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に可燃物が落下し、又は接触するおそれがなく、かつ、可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用しなければならないとされている。

【消防用設備等】問1 性能規定化に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設をいう。
- (2) 劇場の舞台部には、スプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設置することはできない。
- (3) 通常用いられる消防用設備等に代えて、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を用いる場合には、通常用いられる消防用設備等の基準に従うほか、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持しなければならない。
- (4) 設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に関する評価を性能評価といい、日本消防検定協会又は法人であって総務大臣の登録を受けたものが行うこととされている。

【消防用設備等】問2 避難器具に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 地上3階建てのホテルで、3階部分の収容人員が20人であり1階にレストランの用途に供される部分が存する場合、3階部分には最低1個の避難器具を設置しなければならない。ただし、当該防火対象物は、消防法施行規則第26条に基づく設置個数の減免の対象外であるものとする。
- (2) 主要構造部を耐火構造とした学校の2階には、避難器具を設置する必要はない。
- (3) 主要構造部が耐火構造で、建築基準法施行令第126条に規定する屋内避難階段が2本設置されている美術館の3階部分の収容人員が500人の場合、避難器具を設置する必要はない。ただし、当該防火対象物は、消防法施行規則第26条第3項～第6項に基づく設

答
解説

- (1) 消防法施行令第5条第1項。
- (2) 消防法施行令第5条第1項、消防法施行令第5条の2第1項、取扱いに関し火災の予防のために必要な事項を条例で定めるのは「対象火気器具等」のみ。「対象火気設備等」については、位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項を条例で定めることとされている。
- (3) 消防法施行令第5条第1項第10号。
- (4) 消防法施行令第5条の2第1項第2号。

答
解説

- (1) 消防法施行令第29条の4第1項。
- (2) パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）第3により、設置不可。
- (3) 消防法第17条第3項により、通常の基準は適用除外となる。
- (4) 消防法第17条の2第1項。

答
解説

- (1) 消防法施行令第25条第1項第2号及び第2項第1号。
- (2) 消防法施行令第25条第1項第3号かつこ書きにより不要。
- (3) 消防法施行令第25条第1項第3号により原則として収容人員50人以上の階に設置義務。消防法施行規則第26条第1項により、収容人員400人

置個数の減免の対象外であるものとする。

- (4) 特定一階段等防火対象物又はその部分であって安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けられていない避難器具は、常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているものを除き、一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるものでなければならない。

又はその端数ごとに1個の設置義務がある。一方、同規則第26条第2項による避難器具の設置個数の減免については、屋外避難階段又は消防庁長官が定める部分を有する屋内避難階段であれば1本につき1個、合計2個まで減免の対象とすることができるが、通常の屋内避難階段については減免の対象とならない。

- (4) 消防法施行規則第27条第1項第1号。

答
解説

- (1) 立入検査マニュアルによる。
 (2) 資料としてすでに作成されている資料の提出を求める場合は、資料提出命令であり、適当でない。
 (3) 立入検査マニュアルによる。
 (4) 立入検査マニュアルによる。

答
解説

- (1) 消防法第4条第1項による。
 (2) 消防法第5条の2第1項による。
 (3) 消防法第8条第4項による。
 (4) 名あて人は、防火対象物の関係者で権原を有するものであり、不適当。

答

解説 消防法上の危険物は1気圧において、20℃で固体又は液体ものをいい、気体は除かれている。また、危険物には第1類と第6類のように不

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）第4条の規定に基づく報告徴収権は、消防対象物の実態把握等、火災予防上必要と認める場合、消防長又は消防署長が主体となり、消防対象物の関係者に対し権限を行使するが、報告徴収権で求める資料として適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 管理について権限を有する者の職、氏名
 (2) 消防用設備等の維持管理に関する委託契約書
 (3) 未確認増築部分の面積算定結果
 (4) 危険物の1日の使用量

【防火査察】問2 消防法に基づき命令を発する場合における各命令の主体、命令要件及び名あて人に関する記述の組み合わせのうち、適当でないものは次のうちどれか。

	命令の条文 【命令の主体】	命令要件	名あて人
(1)	法第4条第1項（資料提出命令） 【消防長】	火災予防のために必要があるとき	防火対象物の関係者
(2)	法第5条の2第1項（防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）） 【消防署長】	火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	防火対象物の権原を有する関係者
(3)	法第8条第4項（防火管理業務適正執行命令） 【消防署長】	防火管理者を選任すべき防火対象物であり、防火管理者の行なうべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行なわれていないこと	防火対象物の管理について権原を有する者
(4)	法第8条の2の2第4項（点検虚偽表示除去・消印命令） 【消防署長】	定期点検報告義務対象物であり、点検事項が点検基準に適合していると認められないにもかかわらず、法第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がなされていること	防火対象物の管理について権原を有する者

【危険物】問1 第1類から第6類の危険物の性状について正しいものは、次のうちどれか。

- (1) すべての危険物は、分子内に炭素、酸素又は水素を含有している。
 (2) 危険物は1気圧において、20℃で固体又は液体である。
 (3) 危険物は、必ず燃焼するものである。

(4) 1気圧において20℃で引火するものは必ず危険物である。

〔危険物〕 問2 危険物取扱者についての記述のうち正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 甲種危険物取扱者のみが危険物保安監督者になることができる。
- (2) 危険物取扱者免状の交付を受けていても製造所等の所有者等に選任されなければ、危険物取扱者ではない。
- (3) 丙種危険物取扱者が立ち会っても、危険物取扱者免状を保有していない者は危険物の取扱いはできない。
- (4) 乙種第4類の危険物取扱者免状の所有者でも、第4類の危険物のうち一部の危険物は取り扱うことができない。

燃性のものもある。

〔参照条文〕

消防法別表第1

答

解説 製造所等においては、甲種又は乙種危険物取扱者の立会いなしに無資格者は危険物を取り扱ってはならない。危険物保安監督者は甲種又は乙種危険物取扱者のうちから選任される。甲種危険物取扱者はすべての危険物を、乙種危険物取扱者は免状に指定する類の危険物を、丙種危険物取扱者はガソリン、灯油等一部の危険物を取り扱うことができる。

〔参照条文〕

消防法第13条

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (2)

〔地公法〕

- 問1 答 (1) 市町村長
(2) 教育委員会
(3) 市町村長
(4) 教育委員会
(5) 市町村長
- 問2 答 (2)

〔消防組織〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (4)

〔消防教養〕

- 問1 答 (4)

〔消防法規〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (4)
- 問3 答 (4)
- 問4 答 (3)

〔消防設備〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (3)

問3 答 (2)

問4 答 (4)

問5 答 (5)

問6 答 (3)

問7 答 ① 放送区域 ② M
③ 水平 ④ 垂直 ⑤ L

問8 答 (5)

問9 答 (2)

〔防災〕

問1 答 (1)

〔危険物〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 ①

〔防災〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (3)
- 問3 答 (4)

〔救急〕

問1 答 (3)

〔救助〕

問1 答 (5)

〔石油コンビナート〕

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (3)

〔原子力〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (5)

〔無線法規〕

問1 答 (1)

〔無線工学〕

問1 答 (4)

〔国民保護〕

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (2)

〔警防〕

- 問1 答 (1)
- 問2 答 (3)
- 問3 答 (3)

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (3)

〔人事管理〕

問1 答 (3)

〔消防財政〕

問1 答 (1)

〔警防〕

- 問1 答 (5)
 問2 答 (4)
 問3 答 (5)

〔救急〕

- 問1 答 (1)

—— 予防技術検定模擬テスト ——**〔共通〕**

- 問1 答 (2)

〔消防用設備等〕

- 問1 答 (3)
 問2 答 (3)

〔防火査察〕

- 問1 答 (2)
 問2 答 (4)

〔危険物〕

- 問1 答 (2)
 問2 答 (3)

昇任試験実力養成講座・小論文**解答例**

近年、食品や製品の安全を始め消費生活の広い範囲にわたって市民への情報提供という問題に高い関心が寄せられている。また、こうした傾向と歩調をあわせ企業や行政の説明責任（アカウンタビリティ）というものも求められている。しかし、ここで注意を要するのは、情報の提供や説明責任に基づいた公表が、市民にとって例え便利なものではあっても、公表される側の企業などにとっては、深刻な権利、利益の侵害を招く可能性を秘めているということである。したがって、行政情報の提供には、予め基本的なルールが整備されていることが極めて大切になってくる。

行政情報には基本的に大きく二つのものがある。一つは、単に一定の事実を広く知らせるための情報提供に止まるもので、これは企業などの権利、利益を侵害する結果を伴わないことから、特に公表することに制限や枠をはめる必要性は全くない。二つめには、法令違反や一定の物品に係る危険情報の提供のように、ある種の制裁的な効果を伴う公表がある。こうした種類の公表については、公表の根拠及び誤った公表に基づく損害に対する救済など、検討されるべき課題が多いものと考えられる。

制裁的な公表の主なものとして、法令違反情報の公表という問題があるが、これに関しては公表自体に法令の根拠を要するのではないかとの疑問がある。消防関係にも、これまで制裁的な色彩を有する公表制度があった。「適マーク」制度がそれであ

るが、これは本来、表彰的な色彩の制度であったにも関わらず、適マークを交付されない施設には、間接的に制裁的效果を伴わせたため、制裁的な公表であったといえる。現在では、これに代わるものとして防火対象物定期点検制度に関連する優良マーク制度がある。しかし、これは消防法に基づいて関係者の自主判断で掲出を決定するもので、ここでいう行政が行う制裁的な公表とは基本的に異なる。ところが、消防法には、措置命令等を出した場合に標識等によって公表するものがある。これは典型的な制裁的な公表の一種だといえるが、このほかにも立入検査等によって得た法令違反情報を任意に公表する場合もある。

近年、行政目的を達成するために刑罰とは異なった制裁的效果を期待した公表制度が多く創設されてきている。こうした公表は必ずしも法令の根拠に基づく必要があるかといえば決してそうではない。要するに、公表によって保護される公共の利益と、侵害される権利、利益の程度などを比較衡量し、公表の是非を判断すべきだと考えられる。こうした観点でいうと、結果的に、些細な法令違反などを公表して関係企業等の権利、利益を侵害したり、また、事実を誤認した行政情報の公表は、違法な事実の公表として、比例原則違反又は事実誤認を理由に国家賠償法などによる不法行為責任を負わなければならない。安易な公表は厳に慎まなければならないだろう。

**いざという時に頼りになります。**

コンパクトでパワフルなレスキューソー-MS 460-R用に開発された革新的なプロフェッショナル仕様ラピッド・デュロ・レスキューチェーンは、切断能力と耐久性に極めて優れたソーチェーンです。災害現場で多種多様な素材の切断作業に活躍します。

MS 460-R

排気量:76.5cm³/出力:4.4kW/質量:7.0kg
 税込標準小売価格:378,000円
 (ガイドバー長:50cm)



株式会社スチール 〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功2570-1
 TEL.0285-51-1411 FAX.0285-51-1419 <http://www.stihl.co.jp/>
 ●カタログのご請求は近代消防2009.4と明記して、上記まで。

STIHL®